

台風第19号
関連

令和元年10月21日
道路局道路交通管理課

JR貨物の東北線不通に伴うトラック代行輸送を支援 ～特殊車両通行許可を迅速化～

国土交通省では、JR貨物の東北線不通に伴うトラック代行輸送を支援するため、特殊車両の通行を即日で許可します。

- 「台風第19号」に伴う貨物列車運転中止区間においては、トラック等による代行輸送が実施されています。

＜代行輸送区間＞

・宇都宮貨物ターミナル駅～仙台貨物ターミナル駅

- 日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）及び公益社団法人全国通運連盟からの要請も踏まえ、国土交通省が特定した経路及び車両（コンテナ用セミトレーラ）に係る申請については、迅速に処理し、即日で許可証を交付します。

【参考】

＜現在までの許可状況＞

申請2件（5台）について、全件即日許可証交付

＜問い合わせ先＞

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 瀬戸・山口（内線 37432・37436）

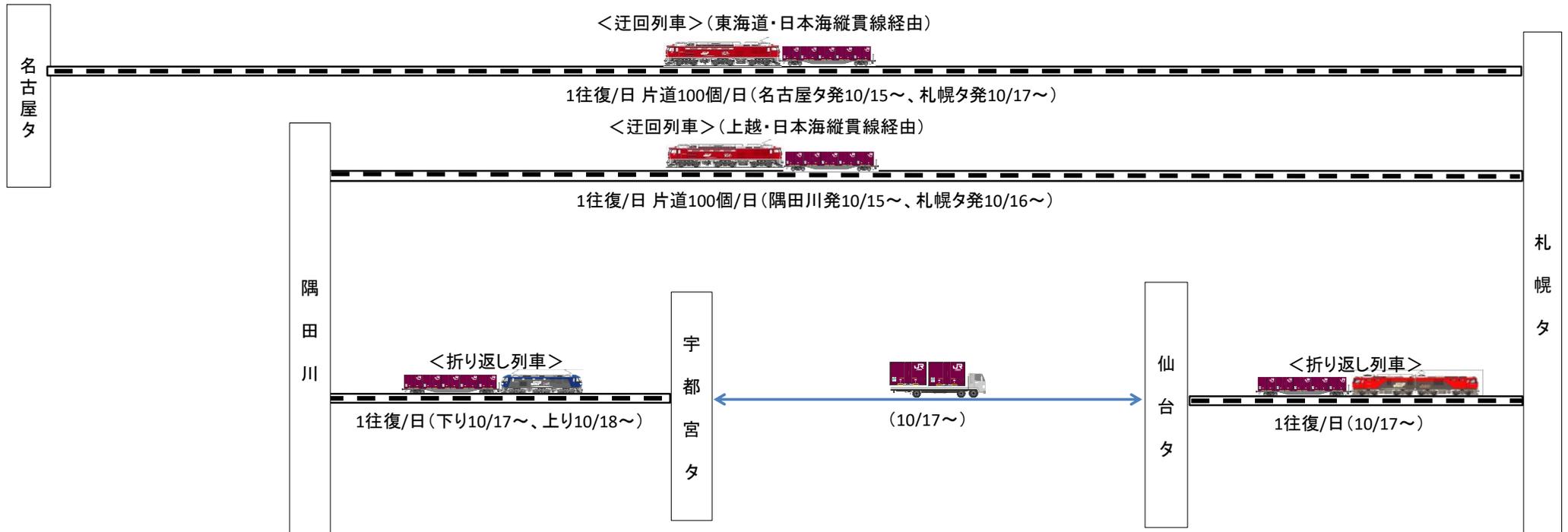
（代表） TEL:03-5253-8111

（道路交通管理課直通） TEL:03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

台風19号の影響による代行輸送・迂回運転 (2019年10月16日現在)

日本貨物鉄道株式会社

<トラック代行・迂回運転>



※ 「タ」は「貨物ターミナル」の略

特車通行許可制度の概要

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可

